

福島県原子力被害応急対策基金		施策番号050
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	原子力被災者生活支援チーム
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	⑤	

平成23・24年度の予算措置の状況

【平成23年度(東日本大震災復旧・復興予備費)】
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金(福島県原子力被害応急対策基金)40,385百万円
【一般会計】

施策の内容

「通学路や公園等に対する、自治会等が行う簡易な除染及び農林水産物等の放射性物質の継続的な検査を推進」する施策を含む、福島県原子力被害応急対策基金の造成に必要な経費の補助を行う。

施策の進捗状況及び今後の予定

平成23年度に福島県に対し、補助を実施済み。
なお、福島県において、平成23年度の6月補正、2月補正、24年度当初予算で予算化済み。

【除染支援】
(県民健康管理基金(2次補正:180億円))

・H23年度6月補正	線量低減化活動支援事業	3,603,312千円
・H23年度2月補正	※減額補正	1,550,630千円
・H24年度当初予算	線量低減化活動支援事業	1,991,096千円

【農林水産物等検査】
(応急対策基金、除染関連予備費)

・H24年度当初予算	ふくしまの恵み安全・安心推進事業	5,020,231千円
・H24年度当初予算	農林水産物等緊急時モニタリング事業	323,324千円

食品中の放射性物質に係る検査機器の導入支援		施策番号051
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	厚生労働省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	⑤	
平成23・24年度の予算措置の状況		
<p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生施設等設備整備費補助金 414百万円【復興特会】 （原子力災害対策本部が定める食品の検査計画の対象自治体である17都県） ・保健衛生施設等設備整備費補助金 1,600百万円の内数【一般会計】 （17都県以外の自治体） 		
施策の内容		
<p>平成24年4月の新基準値の施行を踏まえ、食品中の放射性物質に係る地方自治体の検査体制の整備を支援するため、都道府県、保健所設置市及び特別区が食品衛生検査施設に検査機器（ゲルマニウム半導体検出器及び簡易測定器）を導入するための費用の補助を行う。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体からの要望を踏まえ、補助を実施中。 ○ 今後も、自治体の要望を踏まえつつ支援を継続。 		

食品中の放射性物質に係る検査の受入		施策番号052
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	厚生労働省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	⑤	
平成23・24年度の予算措置の状況		
<p>【平成23年度(第2次補正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線モニタリングの強化 114百万円【一般会計】 <p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品中の放射性物質対策費 25百万円【復興特会】 		
施策の内容		
<p>都道府県、保健所設置市及び特別区が実施する食品中の放射性物質に関する検査について、検査機器を有する国の研究機関等を紹介するとともに、検査の実施が困難な自治体からの検査の受入を行うことで、自治体の検査実施の支援を行う。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体からの要望を踏まえ、研究機関等の紹介及び検査の受入を実施。 【実績】平成23年度:1,491件 平成24年度(8月末現在):718件 ○ 今後も、自治体の要望を踏まえつつ支援を継続。 		

食品中の放射性物質の検査のガイドライン策定等		施策番号053
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	厚生労働省
章	第3	
節	2	作成年月
項目	(4)	平成24年9月
目	⑤	
平成23・24年度の予算措置の状況		
施策の内容		
<p>食品中の放射性物質の検査については、厚生労働省が定めたガイドラインなどに照らして、都道府県、保健所設置市及び特別区で、主として出荷段階において、計画的にモニタリング検査を実施している。厚生労働省では、最新の知見に基づき、ガイドラインを随時改正している。</p> <p>また、短時間で多数の検査が可能となるスクリーニング機器についての技術要件を設定することにより、検査の迅速化・効率化の取組への支援を行う。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年7月12日にガイドラインを改正。 ○ 今後も、必要に応じて、随時改正を行う予定。 		

安全な食品の供給のための生産段階における農林水産物等の検査		施策番号054
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	農林水産省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	⑤	
平成23・24年度の予算措置の状況		
<p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費・安全対策交付金 3,023百万円の内数【一般会計】 <p>【平成23年度(第1次補正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌等の放射性物質緊急実態調査事業 207百万円【一般会計】 <p>【平成23年度(第2次補正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物の放射性物質調査事業 150百万円【一般会計】 <p>【平成23年度(第3次補正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物・農地土壌等の放射性物質実態調査事業 364百万円【一般会計】 ・水産業共同利用施設復旧支援事業 25,879百万円【一般会計】 <p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 684百万円【復興特会】 ・特用林産施設等体制整備事業 758百万円【復興特会】 ・放射性物質影響調査推進事業 286百万円【復興特会】 ・水産業共同利用施設復旧支援事業 3,340百万円【復興特会】 		
施策の内容		
<p>安全な食品の安定的な供給のために、生産段階において農林水産物等の検査が円滑に実施されるよう都道府県に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検体採取マニュアルの作成等、検査の実施に関する科学的・技術的助言 ・ 検査計画の策定支援 ・ 検査機器の整備支援 ・ 依頼に応じた民間検査機関の紹介や検査費用の負担等を実施。 		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原発事故後、これまでに都道府県等に対し、ゲルマニウム半導体検出器17台(うち福島県に1台)、簡易型検査機器207台(うち福島県に67台)の導入を支援(平成24年9月現在)。 ・ 関係県の実施する放射性物質実態調査について、依頼に応じて農林水産物等に含まれる放射性セシウム濃度の測定を実施中。 ・ 引き続き、福島県における検査の円滑な実施を推進。 		

特用林産物安全供給推進事業		施策番号055
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	農林水産省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	⑤	
平成23・24年度の予算措置の状況		
<p>【平成23年度(第1次補正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きのこ原木の安全性確保対策 17百万円【一般会計】 <p>【平成23年度(第3次補正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な特用樹等の安定供給対策事業 60百万円【一般会計】 <p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特用林産物安全供給推進事業 38百万円【復興特会】 		
施策の内容		
<p>きのこ原木等に係る放射性物質の継続的な調査等を支援。</p>		
施策の進捗状況及び今後の予定		
<p>○本事業により得られた福島県等における科学的知見により、平成24年8月にこれまでの当面の指標値50ベクレル/kgを据え置くとともに、経過措置(150ベクレル/kg以下のきのこ原木の利用)について条件の厳格化を実施。</p> <p>○今後も引き続きデータの収集を行う。</p>		

放射性物質に汚染された土壌等の除染の実施		施策番号056
福島復興再生基本方針における該当箇所		府省庁名
頁	46	環境省
章	第3	
節	2	作成年月
項	(4)	平成24年9月
目	⑤	

平成23・24年度の予算措置の状況

【平成23年度(第3次補正)】

・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 199,663百万円【一般会計】

【平成24年度】

・放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 372,090百万円【復興特会】

施策の内容

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、

- ①除染特別地域における生活圏の除染の推進
- ②除染特別地域における除去土壌等の減容化
- ③除染特別地域における除去土壌等の仮置き
- ④除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
- ⑤線量が相当高い地域における除染実証事業
- ⑥地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
- ⑦正確かつ分かりやすい情報発信等を行う。

施策の進捗状況及び今後の予定

○国が直轄で除染を実施する除染特別地域については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、対象となる11市町村(※)のうち、7市町村(田村市、南相馬市、檜葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村)において特別地域内除染実施計画を策定(平成24年9月28日現在)。そのうち、田村市については7月に、檜葉町、川内村、飯舘村については9月に除染作業を開始したところ。

特別地域内除染実施計画が未策定の町村においても、計画の策定に向け、調整を進める。

※檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村、並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

○市町村が中心となって除染を実施する除染実施区域についても、順次計画が策定されているところであり(平成24年9月24日現在83市町村)、これらの地域においても、引き続き必要な財政的・技術的措置を図る。